

# 教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和2年6月25日(木) 15:00

5 0 3 会 議 室

## 1 開 会

## 2 案 件

### (1) 議案

議案第8号「博物館協議会委員の任命について」

(市民文化スポーツ局 自然史・歴史博物館 普及課長)

議案第9号「人事について」

(サービス課長)

議案第10号「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に  
関する規則について」

(小学校担当課長)

議案第11号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、  
休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」

(小学校担当課長)

議案第12号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の  
勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」

(小学校担当課長)

議案第13号「北九州市学校給食審議会委員の委嘱又は任命について」

(学校保健課長)

議案第14号「北九州市立小中学校とう管理規則の一部改正について」

(指導企画課長)

### (2) その他報告

その他報告①「令和3年度使用中学校教科用図書の概要及び採択事務の進捗状況につ  
いて」

(指導第一課長)

## 3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 令和2年6月25日（木）
- 2 開催時間 15:00～16:40
- 3 開催場所 小倉北区役所庁舎東棟5階
- 4 出席者 (教育長) 田島 裕美  
(教育委員) シヤルマ 直美 平野 氏貞 大坪 靖直  
津田 恵次郎 竹本 真実
- 5 事務局職員
- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| 教育次長                  | 太田 清治  |
| 総務部長                  | 松成 幹夫  |
| 教職員部長                 | 福嶋 一也  |
| 学校支援部長                | 柏井 宏之  |
| 指導部長                  | 古小路 忠生 |
| 学力・体力向上推進室長           | 金子 二康  |
| 総務課長                  | 田中 真徳  |
| 企画調整課長                | 正平 徹二  |
| 教職員課長                 | 宮基 章弘  |
| 服務争訟担当課長              | 上野 正彦  |
| 小学校担当課長               | 高松 淳子  |
| 学校保健課長                | 角野 純二  |
| 指導企画課長                | 根橋 広樹  |
| 指導第一課長                | 澤村 宏志  |
| 次世代教育担当課長             | 高橋 秀明  |
| 教育振興担当課長              | 竹永 政則  |
| 指導第二課長                | 中溝 直樹  |
| 特別支援教育課長              | 小西 友康  |
| 市民文化スポーツ局自然史歴史博物館普及課長 | 栗原 健次  |
- 6 書 記
- |         |        |
|---------|--------|
| 総務課庶務係長 | 増田 真二  |
| 総 務 課   | 早川 由香里 |
- 7 会議の次第 別紙のとおり

## 教育委員会(定例会)会議録 (令和2年6月25日)

### 1 開 会

15:00 田島教育長が開会を宣言

### 2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、竹本委員とシャルマ委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第9号「人事について」

### 3 案 件

#### (1) 公開案件

議案第8号「博物館協議会委員の任命について」

本議案の提案理由を市民スポーツ局・自然史・歴史博物館普及課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条に基づき設置している博物館協議会の委員について、新たに委員を任命するもの。

平野委員／委員の任命については、これでよいと思う。

1点お聞きする。4ページと5ページに委員任期が出ているが、変わっているというふうに見なくていいのか、変わっていていいのか。

つまり、もともと9月1日から8月末だったと思うが、今回2名の方が相次いで退任されて、今回8月1日のスタートにしたことも含めて、この辺の任期の関係がよく分からないので、教えていただきたい。

自然史・歴史博物館普及課長／今回の委員の退任に伴い、前委員の在任期間を委員の任期とさせていただいている。

8月1日としたのは、教育委員会会議に諮問する前に審議会の委員にかける在任手続きがあるため、8月1日付で就任いただく形となった。

平野委員／確認だが、1人目の3月末の退任の方のあと、速やかに補充をせずに、2名程度になった段階で今回の手続きを行ったのか。また、切りのいい話で言えば、2年の任期である「9月1日」まで待つて手続きを行う方法もあったのではないか。

自然史・歴史博物館普及課長／前委員の伊澤雅子氏に関しては、以前は琉球大学の教授をされていたが、4月1日で当初、館長に就任されるということに伴い、委員を退任しないといけなくなったため、伊澤氏については、3月31日付をもって退任という形を取った。

その後、新委員については、速やかに事務手続きを取らないといけなかったところであったが、審議会の委員の手続きに関しては、総務局女性活躍推進部への事務手続きがあり、その事務に若干、時間を要したことから、遅くなった。

近藤勝彦氏に関しては、「事務手続きが取れる段階で退任を」という申し出があったため、伊澤氏と合わせて「7月31日をもって退任する」という事務処理をさせていただいた。

平野委員／伊澤氏については「退任をしなければならなくなった」と説明されたが、何かの規則によってか。それとも、本人が辞任されるということで退任になったのか。この伊澤氏も、その知識や経験からすれば、そのまま続けるということも十分可能性があったかと思うが、何か基準・規定に基づいた退任なのか。

自然史・歴史博物館普及課長／博物館協議会というものは、館長に対して意見を諮問するという機関であり、館長がそのまま委員に就くということが手続き上できないため、1月1日で新任することが決定したことに伴い、3月末をもって退任という運びとなった。

## 原 案 可 決

議案第10号・11号・12号について一括審議

議案第10号「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について」

議案第11号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」

議案第12号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」

本議案の提案理由を小学校担当課長が説明。

[提案理由要旨]

国による指針で示された在校時間等について、規則の制定及び関係規則の一部改正を行うもの。

平野委員／議案10号と11号で、「教育職員」と「教職員」とあるが、それぞれの言葉の定義を教えてください。

小学校担当課長／教職員というのは、学校に勤務する全ての職員を指す。

教育職員とは、諸学校の校長、それから副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、栄養助教諭、講師、常勤講師、実習助手及び寄宿舎指導員を指す。

平野委員／「先生」とするということか。

田島教育長／「先生」としか言えない。

平野委員／承知した。

竹本委員／時間外勤務の上限というのは、そもそも、学校にいる時間を「勤務」と捉えるのか。

勤務というのは、どこまでが対象となるのか。この資料だけだと、細かい部分を読み取れない。それは、実際の現場で働かれる先生方は、これを読んですぐに理解できるものなのか。

関係者の方であれば、すぐに分かる内容なのかと思ったが、少し分かりづらい。

田島教育長／在校時間を含めて、説明を。

小学校担当課長／在校等時間について、基本は、先生が出勤して退勤する間の時間を「在校時間」と言う。

今回、「在校等時間」というのは、その時間から、例えば休憩時間や、勤務時間外などの時間から、自己研鑽などの業務以外の時間を除いた時間である。

在校している時間の中には、例えば教育センターでの研修など、は「在校等時間」に含める。

しかしながら、例えば自分の研究のために何か書物を学校で読む、少し早く出勤して、新聞を読む、自分の身支度を整える時間などについては除くため、それ以外の時間を「在校等時間」としている。

竹本委員／それはタイムカードを切るような、そういうシステムになっているのか。

小学校担当課長／北九州市では、先生方の勤務時間については、校務支援システムを使って、出勤と退勤時間を登録するようになっている。

もともとこのシステムでは、「削除時間」を登録できるようにしている。

その「削除時間」というのが、今申し上げた、例えば自己研鑽に使った時間や業務外の時間にあたる。このシステムにて「在校等時間」として登録することにより、校長や、教育委員会事務局もしっかりと状況を確認できるようになっている。

竹本委員／先生方1人1人がそれを判断して、校務支援システムを使って入力し、管理する側もそのシステムを使って、時間外勤務や勤務超過を見ていくという解釈で間違いないか。

小学校担当課長／その通りである。

時間のトータル等は月単位で入力することとしている。

時間外勤務の上限は月45時間と設定されているのは、教職員の健康管理、健康保持増進という意味であり、校長などの管理職は常日頃から先生方の業務の状況をしっかりと捉えながら、先生方の勤務時間、業務量の管理を行っていくことが大切であると考えます。

平野委員／今の質問に関連してお聞きしたい。「在校時間」と「在校等時間」の差については、自己申告で「何をしていたか」ということとなり、校長が最終的に確認をするという仕組みでよいのか。また、大規模校になると、校長先生1人では、管理できないのではないかと危惧するが、そこへの対策はどう考えているのか。

小学校担当課長／教員自身が自分の状況を確認することも可能であり、自身の時間外勤務の累計や業務の状況を、見つめていくことも大切なことである。

校長だけではなく、教頭などの管理職も見ることができ、その状況を確認していく。

また、時間だけに囚われるのではなく、学校として先生方の業務改善に関する様々な取組みは行っているが、それも含めて、いろいろな改善をしていくということが、管理職の役割になる。

平野委員／「在校等時間が少なければよい」というのが、今回の改善のルールだが、そうになると、「在校時間」と「在校等時間」の差が大きくなっている教員等については、きちんと見ておかなければならない。「私用だと書いておけばいいんだ」というふうに考えてしまうような方が出てくる。

教育熱心な方は、どうしても勤務とすべき時間であっても「それは私用でした、あれは自己研鑽でした」と申告する。こういったことがないようにしていかなければいけないと思うので、ぜひその辺のマネジメントをお願いしたい。

## 原 案 可 決

議案第13号「北九州市学校給食審議会委員の委嘱又は任命について」

本議案の提案理由を学校保健課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市学校給食審議会規則の規定に基づき委嘱又は任命している委員の任期満了に伴う新委員の委嘱又は任命を行うもの。

津田委員／委員の任期のあり方について教えていただきたい。

今回、小学校の校長が2名変わり、逆に在任では、中学校の教員が2名変わっているが、2名変わるのであれば、同時に2名が変わるのではなく、1名ずつ変わるというケースがあつていいと思う。たまたま今回こういうふうになったのか。何らかの意図があるのなら、その辺りを説明いただきたい。

学校保健課長／小学校、中学校については、それぞれの校長会に推薦をお願いしている。

委員の推薦の詳細については、校長会に尋ねていないが、市の附属機関の委員を定める際に「同じ委員が10年以上にはならないように」という定めがある。中学校の校長2名とも、10年にはまだ至ってないため、今回も推薦をいただいたと聞いている。

原案可決

議案第14号「北九州市立小中学校等学校管理規則の一部改正について」

本議案の提案理由を指導企画課長が説明。

[提案理由要旨]

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業を実施し、令和2年度における特例として規則の改正を行うもの。

大坪委員／実際の運用について、お聞きしたい。

通常の間だと、中学校3年生は高校受験が終わると、学校に登校しない日が結構出てくるような気がするが、今年はこれだけ登校日数や授業日数が厳しい状況になると、その中学校3年生の、高校受験以降の登校日や学校生活の様子などについては、どういうふうな違いが予想されるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

教育振興担当課長／中学校3年生については、確かに高校受験が3月の初旬に行われる。

そして、3月10日前後に卒業式が行われるので、通常の在校生徒は若干、早くなる。

その分、学習のほうも少し進度を上げて進めないといけないが、ただ、東京都など、今回、入試の範囲を若干、狭めている自治体もある。

本市としても、入試の範囲について福岡県教委へ要望をこれから上げる予定である。

今後、県教委とも話し合いながら、できるだけ3年生に負担のないように考えてまいりたい。

原案可決

その他報告①については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、大坪委員は一時退席。

(大坪委員退席)

その他報告①「令和3年度使用中学校教科用図書の概要及び採択事務の進捗状況について」

指導第一課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

令和3年度中に使用する中学校教科用図書について、採択事務等の概要及び進捗状況について報告するもの。

シヤルマ委員／6ページの、教科書展示会会場の資料についてお尋ねしたい。

今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために会場数が減って、期間が長くなったと承知している。

旧北九州市立北小倉小学校においては、中学校と一般図書だけで、小学校の教科書は、教育センターのみで閲覧可能ということになっている。小学校は、たくさん子どもたちが使う教科書のため、教育センターだけとなったのは何か理由があったのか。

指導第一課長／今年度の具体策については、中学校の教科書を、採択をするというような運びであり、小学校については昨年度採択をしたので、「特に中学校を中心に」ということで、北小倉小学校に中学校の教科書を閲覧できることとした。

竹本委員／市立の小中高校での選定方法というのは、大体これを見て分かったが、参考までにお聞きしたい。県立や私立の高校などは、どういう形で教科書を選定しているのか教えていただきたい。

指導第一課長／詳細は、私も承知はしてない。ただ、私立の学校については、それぞれの学校、最終的には学校長の判断で、作業をしていると聞いている。

竹本委員／県立高校は県教委が管轄となるのか。

指導第一課長／基本的に県立高校については、福岡県教委の主管であるため、そちらで採択することとなると認識している。

報 告 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第9号「人事について」

本議案の提案理由を服務争訟担当課長が説明。

[提案理由要旨]

地方公務員への信頼を著しく損ない、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する等の行為をした教職員に対し、同法第29条の規定に基づき、相当の懲戒処分を行うもの。

原 案 可 決

4 閉 会

16:40 田島教育長が閉会を宣言